令和８年 11 月 10 日
施 設 営 繕 担 当 部
施 設 営 繕 第 一 課

議会の委任による専決処分の報告
（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

１　事故の概要

（１）発生日時　　令和８年６月５日（金）午前９時５０分頃（天気：曇り）

（２）発生場所　　世田谷区内

（３）事故内容　　世田谷区（以下「甲」という。）の施設営繕第一課職員が現場調査のため公用車を運転し区施設に向かう途中、信号のないＴ字路の交差点において一時停止後、反対車線側に膨らんで左折したことにより、甲車両右前部と反対車線から直進してきた相手方車両（以下、運転者を「乙」、車両所有者を「丙」という。）の右後部が接触した。

（４）相手方等　　別紙のとおり

２　丙への損害賠償額　３９，２７０円
（自動車保険より全額補てんされる。）

３　専決処分日　　令和８年１０月３０日